

総合地球環境学研究所顧問規則

平成 19 年 4 月 10 日制 定
規則第 8 号
令和 4 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 13 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）に置かれる顧問に関して、必要な事項を定めるものとする。

(顧問の委嘱)

第 2 条 顧問は、研究所長（以下「所長」という。）経験者等研究所の運営に関して、特に学識経験を有する者のうちから、所長が委嘱する。

(職務)

第 3 条 顧問は、所長の諮問に応じて、研究所の運営に関する事項について意見を述べ、又は助言を行う。

(任期)

第 4 条 顧問は、任期を定めて委嘱するものとし、委嘱する所長の任期の終期を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第 5 条 顧問は、非常勤とする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、顧問の運用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 5 月 11 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。